

松山市愚陀佛庵指定管理者募集要項等に関する質問及び回答(R7.7.29 時点)

	質問	回答
1	常設で夏目漱石、正岡子規に因んだオリジナルの土産物販売、飲食物の提供は可能でしょうか？	土産物や飲食物の販売は、施設の設置目的に沿って市が指示する場合を除き、施設の目的外使用にあたるため原則認められません。 販売品目や規模、占有範囲などの内容によって、施設の目的を妨げないと判断される場合はこの限りではありませんが、市との協議が必要です。
2	敷地内に自費負担にて、軽食ブースや小規模な飲食店を設置することは可能でしょうか？	再建する愚陀佛庵は、中庭等の敷地を含め、当時の姿や佇まいをできる限り再現することをコンセプトにしています。したがって、指定管理者の負担であっても、新たに敷地内に常設の飲食ブースや飲食店の設置することは原則できません。 なお、市の指示や、指定管理者の自主事業の一環で臨時的に軽食ブースの設置する場合も想定されますが、内容や規模について事前に市と協議する必要があります。